

食品表示制度の抜本改正を求める意見書（案）

農産物の残留農薬事故、事故米の不正規流通事件や産地偽装事件など食への安全安心を揺るがす事故や事件が後を絶たず、多くの消費者は、食料自給率の向上及び冷凍食品を初めとする加工食品の原料原産地の表示を義務づけすることを求めている。

また、体細胞クローリン家畜由来食品については、一部で流通が始まっているが、食品安全委員会は食品として安全性に問題がないことや生体を実質的同等とみなし、クローリン家畜由来食品である旨を表示することを任意としたことから、消費者は選択する判断基準がないままに購入している現状である。

このような状況から、命の基本となる食料の自給率を向上させるとともに、食への不安を解消するために、消費者への情報発信、検査のための情報蓄積を役割としたトレーサビリティーシステムの確立とそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要である。

よって、政府におかれでは、消費者が知る権利に基づき食品をみずから選択して購入できる食品表示制度とするため、次の措置を速やかに講ずるよう強く要望する。

- 1 原料原産地等の表示の義務づけ対象を拡大すること。
- 2 クローリン家畜由来食品の表示を義務づけすること。
- 3 食品の生産、加工、流通の過程を事後に容易に検証できる食品トレーサビリティーシステムを確立すること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日（議決年月日）

厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全担当)

あて

横浜市議会議長名